

新栄第 338 号

2020 年 1 月 1 日

(公社)新潟県栄養士会

正会員 各位

公益社団法人新潟県栄養士会

会 長 入山 八江

役員選考委員会委員長 稲村 雪子

## 2020 年度・2021 年度役員選考について (告示)

公益社団法人新潟県栄養士会役員の任期満了に伴い、役員選考規程に基づき役員選考を行います。

については、下記により役員候補者の立候補を受付けますので、告示いたします。

### 記

#### 1 役員の種類及び人数

理事 23 名以上～26 名以内 (定款第 24 条第 1 項による)

※会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名は、理事会の承認事項です。

#### 2 役員候補者の届出及び届出場所

(1) 役員候補者は、本会の3年以上の会員であり、原則として支部または職域事業部の役員経験者とします。自薦または他薦により広く役員候補者を受付けます。

(2) 別紙 1 役員候補者届を、2月28日 (金) までに届出ください。

(※届出様式はホームページからダウンロード可能です。)

届出方法は、FAX・メール・郵送のいずれでも結構です。

ただし、郵送の場合は当日の消印有効です。

(3) 届出先

公益社団法人新潟県栄養士会 役員選考委員会

〒951-8052 新潟市中央区下大川前通4ノ町2230番地 エスカイア大川前プラザ108号

電話：025-224-5966 FAX：025-224-0510

メール：n.eiyou@axel.ocn.ne.jp

#### 3 選考の方法

別紙 2 公益社団法人新潟県栄養士会役員選考規程に基づき選考します。

別紙1

役員候補者届

(公社) 新潟県栄養士会 役員選考委員長 様

- 1 役員の種別： 公益社団法人新潟県栄養士会 理事
- 2 氏 名： \_\_\_\_\_ (会員番号： \_\_\_\_\_)
- 3 生年月日 (西暦)： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 4 所属支部： \_\_\_\_\_ 支 部 (  支部長 ) (支部長候補者は )
- 5 所属職域事業部： \_\_\_\_\_ 事業部 (  事業部長 ) (事業部長候補者は )
- 6 現住所： 〒 \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_ Fax： \_\_\_\_\_
- 7 勤務先名： \_\_\_\_\_  
職 名： \_\_\_\_\_  
所在地 〒 \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_ Fax： \_\_\_\_\_
- 8 PCメールアドレス： \_\_\_\_\_
- 9 会員歴： \_\_\_\_\_ 年間 (2020年3月末で正会員3年以上)

年 月 日

[自薦] \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

[支部推薦・職域事業部推薦]

\_\_\_\_\_ 支部長・職域事業部長

\_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

平成23年10月20日 制定施行

平成27年11月27日 一部改正

2019年（令和元年）10月20日 全部改正

**(目的)**

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）の定款24条（役員の設置）及び、定款第25条（役員を選任等）に定める役員を選任に当たり、適任者の選出が円滑に行われるよう、その手順を定めるものとする。

**(役員候補者)**

第2条 役員候補者は、本会の3年以上の会員であり、原則として支部または職域事業部の役員経験者とする。

**(理事の数等)**

第3条 支部別の理事数は、定款に定める範囲内において理事会で定める。

- 2 支部長及び職域事業部長は、理事の候補者とする。

**(役員選考委員会の構成等)**

第4条 役員を選出に当たっては、役員選考委員会を設置し、次に掲げる委員で構成する。委員は会長が委嘱する。

- (1) 直前会長 1名
  - (2) 理事会で選出された現任理事 2名
  - (3) 現任代表理事が指名した正会員 2名
- 2 役員選考委員会には委員長を置く。委員長は委員による互選とする。
  - 3 役員選考委員会は、委員である現任理事の任期終了とともに解散する。

**(役員を選任)**

第5条 本会の役員を選任は、次の手順で行う。

- (1) 役員選考委員会は役員選任の告示を行い、自薦または他薦により立候補者を受付ける。
- (2) 役員選考委員会は、立候補者の資格審査を行った後、立候補者名簿を作成し理事会へ報告する。
- (3) 理事会は役員立候補者を定時総会に提案し、選挙により選任決議を行う。立候補者数が選任すべき役員の数を超えない場合においても、定時総会出席会員の過半数の信任を得るための選任決議を行う。
- (4) 会長1名、副会長2名、専務理事1名は、定時総会後に理事会を開催し選任する。原則として立候補とするが、立候補者がいない場合は、役員選考委員会が候補者を選考し、理事会に提案する。

(5) 理事会は提案された会長、副会長、専務理事候補者について、出席者の過半数の同意により選任する。

(6) 役員選考委員会は、選任された会長、副会長、専務理事について会員へ報告する。

**(改 廃)**

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

**(補 則)**

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は現任代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）10月20日から施行する。